

# みやけの風

## 第 79 号

平成14年(2002年)5月25日(土)発行  
 発行：三宅島災害・東京ボランティア支援センター  
 発行責任者：上原 泰男  
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階  
 東京ボランティア・市民活動センター気付  
 TEL：03-3260-7573 FAX：03-5229-1646  
 E-mail：tokyocenter@cmpp.org

「や〜っと、あったかくなつたなあ」「何だよ、この連休のあとの寒さはよ。まるで冬だじよ」「だ〜から。風邪ひいた者も多いっちゅうぞ」「ところでよ〜、16日には衆議院の災害対策特別委員会で三宅島の災害について特別決議があがったっていうじよ」「おうよ。おら、『全島避難から約二年を経過しようとしている現在、避難島民を支援し、希望の光を与えるためにも、火山ガスとの共存を前提とした、帰島に向けた段階的な行動計画を明らかにすることが必要である。』というくだりに、これは島民たちも自分のこれからをもっともっとふか〜く考えて話し合わなきゃいけないって感じたよ」「何たって、自分らの問題だからな」「だから」

### 衆議院災害対策特別委員会での決議

平成14年4月25日に、三宅島火山活動災害に対する特別措置について、衆議院災害対策特別委員会委員長宛に三宅村長ならびに村議会議長より提出された要望、および5月16日付けで出された衆議院災害対策特別委員会での決議についてご報告します。

衆議院災害対策特別委員会 委員長 田並 胤明 殿

【三宅島火山活動災害に対する特別措置について（要望）】 平成14年4月25日

平素、三宅村の行財政運営と災害対策につきましては、特段のご支援とご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、三宅島におきましては、火山性ガスは減少傾向にあるものの、いまだ多量の放出が続いており、村民の避難生活はさらに続くものと考えられます。

その間、現地三宅島においては、来る帰島に向けての泥流対策事業等、復旧事業に取り組んでおり、各分野においても三宅村災害復興構想並びに計画を策定するなど、早期の災害復旧と復興に向けての準備を進めているところであります。

しかしながら、脆弱な財政の本村では、これら山積する諸問題に係る財源確保等が非常に困難であり、その対策に苦慮しているのが実情であります。

つきましては、下記事項について、特段の措置を講じられるよう、要望いたします。

東京都三宅島三宅村長 長谷川 鴻

東京都三宅島村議会議長 山田 和快

#### 記

- 1 避難生活の安定を図るため、適切な措置を講じられたい。
- 2 島内の財産保護について、適切な措置を講じられたい。
- 3 帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう、適切な措置を講じられたい。
- 4 帰島後の交通アクセス整備について、適切な措置を講じられたい。
- 5 帰島後の産業基盤の整備について、適切な措置と特段の財政支援を講じられたい。
- 6 三宅島火山活動の監視・観測体制及び研究の充実の措置を講じられたい。
- 7 上記対策を実施するため、必要な財政措置を講じるとともに、現行法の弾力的運用や必要に応じた新たな立法措置等を講じられたい。

以下【具体的な要望内容】については、省略いたします。

【衆議院災害対策特別委員会特別決議】

平成14年5月16日

三宅島噴火災害対策に関する件

平成十二年七月からの三宅島雄山噴火による災害は、火山噴火の歴史で例を見ない大量の火山ガスの噴出が長期にわたり継続し、現在もその危険が去る見通しがたっていない。そのため、島民は、今日まで約二年の避難生活を余儀なくされており、帰宅の見通しがたらず、前例のない状況に置かれている。しかも、東京から海路六時間半の離島であることから、島民は島内に残した財産の保全が極めて困難である。

現在、火山活動は、全体として低下途上であり、火山ガスの放出量は、長期的には減少傾向にあると言われているが、今後の正確な見通しはたっていない。また、島民の帰島に備え、二酸化硫黄の濃度を警戒しながら、砂防工事等の生活の安全を確保する基盤整備が進められている。さらに、昨年七月からは、島民の日帰り帰宅も開始された。

こうした状況の中で、すべての島民は、一日も早い帰島の実現を望んでおり、島民の避難生活は、慣れない環境の下、生業の目処も立たず、精神的に、また経済的にも限界があるといえる。

全島避難から約二年を経過しようとしている現在、避難島民を支援し、希望の光を与えるためにも、火山ガスとの共存を前提とした、帰島に向けた段階的な行動計画を明らかにすることが必要である。

政府は、三宅島噴火災害の特殊性にかんがみ、避難島民の生活支援を継続、充実するとともに、東京都及び三宅村と緊密な連携を図り、左記の事項について、万全を期すべきである。

- 一 避難島民の生活支援を継続するとともに、特に高齢者及び生活困窮者に対し、就労の機会を確保するとともに、生活保護法の弾力的運用等の避難生活の支援措置を講ずること。
- 二 被災者が抱える既往債務への必要な支援措置を講ずること。
- 三 一時帰島の費用の軽減のため、さらなる支援措置を講ずること。
- 四 活動火山対策特別措置法を早期に適用すること。
- 五 火山ガスの観測体制を強化するとともに、各集落へのグリーンハウスの設置をすることにより、財産保全のため短期滞在の帰島ができるよう、環境整備の措置を講ずること。
- 六 被災者生活再建支援の観点から、宅地内の降灰除去及び家屋補修等について支援措置を講ずること。
- 七 帰島後の被災住民が安心して暮らせるよう、泥流対策等のため必要な火山砂防激甚災害対策特別緊急事業、火山治山激甚災害特別緊急事業等を着実に実施すること。
- 八 帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう、関係機関は連携を強め、各般にわたる支援措置を早期に明らかにするとともに、必要な立法措置のための調査研究等を含め、適切な対応を行うこと。
- 九 三宅島火山活動の学術的調査研究の充実強化を図ること。

「三宅島島民電話帳」掲載内容記入票ご返送のお願い

現在、NTT東日本では、三宅島災害・ボランティアセンター様の「三宅島島民電話帳」発行に向けて協力をさせていただいております。多くの皆様にご掲載いただき、お役に立つ電話帳としたいと思っておりますので、**すでに封書にてお送りしている「掲載内容記入表」に必要事項を記入のうえ、ご返送いただきますよう何卒お願い申し上げます。**

(NTT東日本株式会社)

**掲載を希望されない方も、お手数をおかけして申し訳ありませんが、是非ご返送いただきますようよろしくお願ひいたします。**(三宅島災害・東京ボランティア支援センター)